



## 第1章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープラン策定の背景と目的
2. 計画の目標年次と構成
3. 計画の対象区域



## 1. 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

### 1-1. 都市計画マスタープランとは

昭和43年に制定された都市計画法は、無秩序な市街化の拡大防止などを目的として制定されましたが、近年は地域住民が主体となつてのまちづくりが求められるようになりました。

こうした状況の中で、市町村が住民の意見を反映させてつくる「都市計画マスタープラン」制度が平成4年に創設され、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法第18条の2により、都市計画区域を有する市町村に策定が義務づけられました。

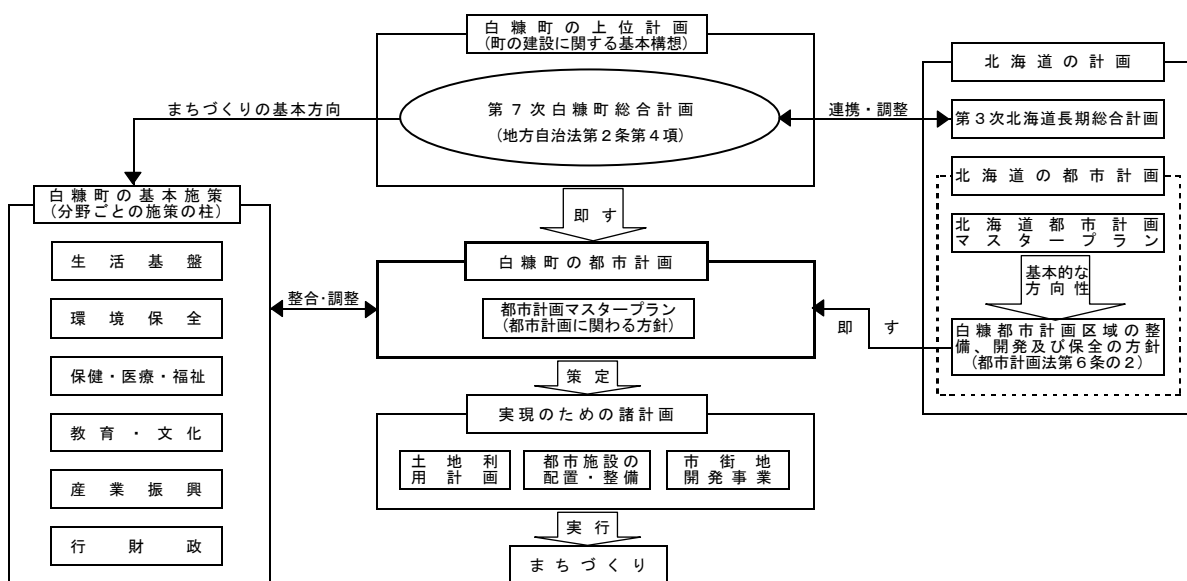
白糠町は釧路支庁の南西部に位置し、海や山など豊かな自然を活かすことによって、将来ゆとりある暮らしを実現できるまちとして期待されています。

白糠町都市計画マスタープランは、白糠町の将来像を長期展望に立って、町が行う都市計画の方向性を明らかにし、将来の土地利用の方針や、道路、公園、公共施設などの整備を行う上での指針となるものであります。

- ・町の望ましい都市全体及び地域別の将来像を明確にし、まちづくりの方向性を具体的に示すことで、住民の都市計画に対する理解と参加を容易にします。
- ・土地利用、都市施設、都市環境などの個別の計画との整合性を図るとともに、それらの基本方針となります。
- ・策定過程において住民の意見収集や策定後の公表により、都市計画に関する関心を高め、まちづくりへの理解を深めます。

### 1-2. 都市計画マスタープランの位置づけ

白糠町都市計画マスタープランは、北海道の各種計画や第7次白糠町総合計画などの上位計画を踏まえ、これから進める各種の都市計画、まちづくりの方向性を定めるものとして位置づけます。

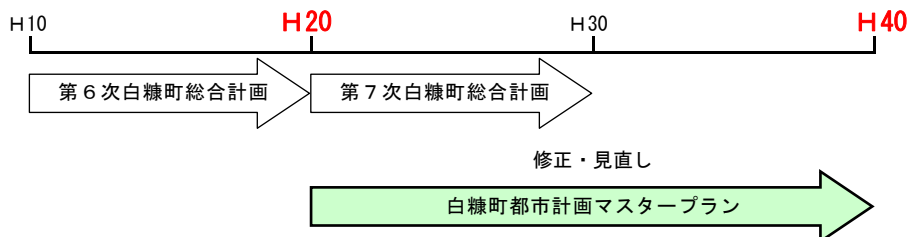


## 2. 計画の目標年次と構成

### 2-1. 都市計画マスタープランの目標年次

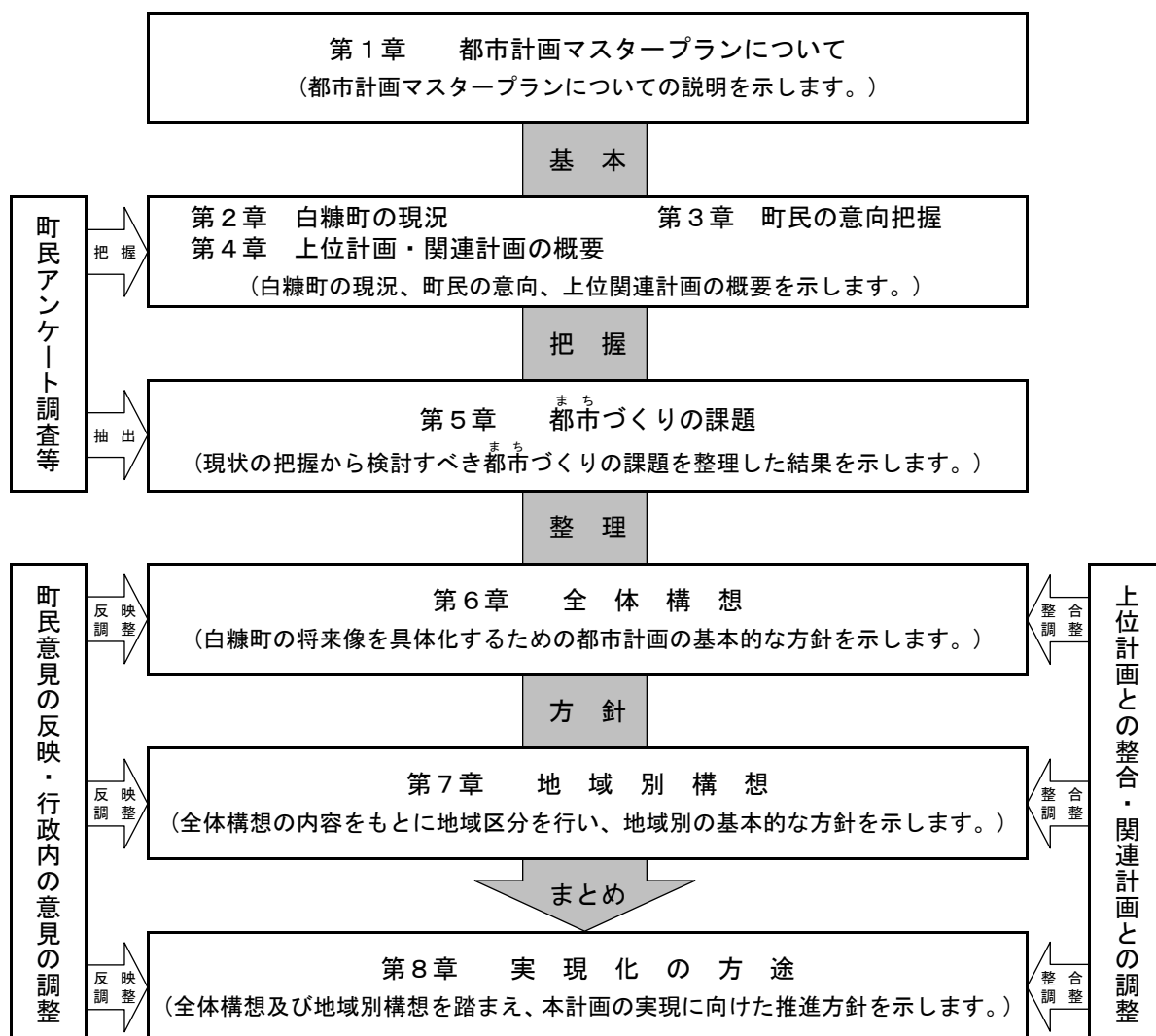
白糠町都市計画マスタープランは長期の都市づくりのビジョンであることから、概ね 20 年先を目標とすることにし、平成 40 年を目標年次に定めます。

ただし、10年後に行う総合計画の見直しなどで、本計画の内容が実績にそぐわない場合は、適宜修正や見直しを行います。



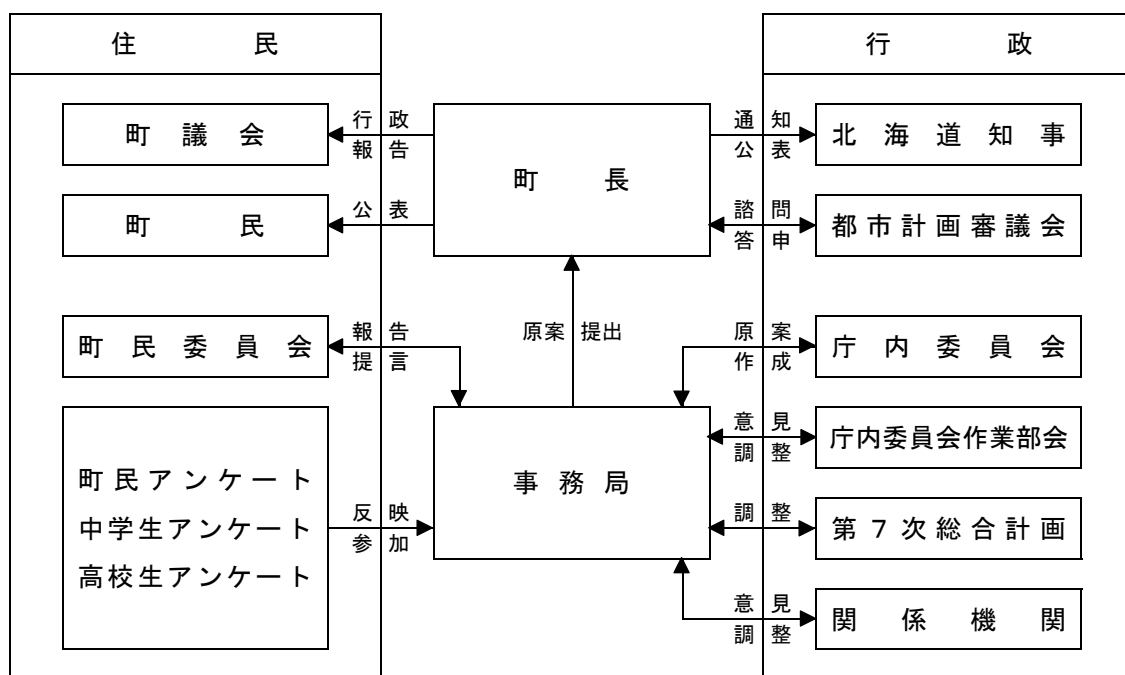
### 2-2. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランの構成は、全体構想、地域別構想を中心に構成されます。



2-3. 計画の策定体制

本計画は、多様な町民の意向をより反映させると共に、行政内における横断的な意見の調整が図られるよう、次のような体制によって策定します。



### 3. 計画の対象区域

当計画の対象区域は原則として都市計画区域内とします。

■計画対象区域図

